

保安林（保安施設地区）調査委託歩掛

令和7年10月

保安林（保安施設地区）指定調査委託歩掛

1.保安林指定予備調査

書類調査により、保安林指定調書及び保安林指定調査地図に記入すべき内容を明らかにする。また、資料に不足又は不整合がないかを確認する。

主な作業

- （１）土地隣接関係の整理
- （２）保安林指定対象土地及びその隣接土地に係る登記情報の整理
- （３）保安林指定同意者に係る未登記の事項の有無の確認
- （４）保安林指定対象区域の妥当性確認
- （５）保安林指定対象区域図と公図等転写連続図の整合性確認
- （６）その他保安林指定調書の記載事項に関する調査
- （７）以上にかかる資料の不足又は疑問点の共有

保安林指定予備調査

（１箇所当たり）

測量技師補	0.70人
-------	-------

注１．現地ないしは地形図上における筆界の特定作業は含まない。

注２．資料の不足又は不整合について発注者に報告し、発注者が資料の追加・修正を行った場合の、再度の確認作業を含む。

2.保安林指定及び保安施設地区現地調査

現地調査及び聞き取り調査により、保安林（保安施設地区）指定調書及び保安林（保安施設地区）指定調査地図に記入すべき内容を明らかにする。また、保安林（保安施設地区）指定申請書に添付する写真を撮影する。

主な作業

- （１）現地踏査
- （２）写真撮影
- （３）以上にかかる資料の不足又は疑問点の共有

保安林指定現地調査 (1箇所当たり)

測量技師補	1.0人
測量助手	1.5人
軽作業員	0.5人

保安施設地区調査外業 (1箇所当たり)

測量技師補	1.0人
測量助手	2.0人
軽作業員	0.5人
測点杭(白ペンキ塗り 3×3×100cm)	7.0本
測点杭(白ペンキ塗り 5×5×150cm)	1.0本

注1．保安林指定調査において、部分指定保安林等、現地測量を要する場合、別途計上する。

注2．航空写真等の利用可能な既存資料の探索を含む。

3.保安林指定及び保安施設地区指定調書作成

発注者の指示する PC により、保安林情報管理システムへの情報入力を行う。

また、保安林（保安施設地区）指定調査調書、保安林（保安施設地区）指定調査地図及びこれらに添付する資料を作成する。併せて、その内容にかかる参考情報を整理した資料を作成する。

主な作業

- （１）保安林指定調書に係るシステム入力
- （２）保安林指定区域図のシェープファイル化（３）保安林位置図の作成
- （４）保安林指定調査地図の作成
- （５）保安林指定調書に添付する写真の作成
- （６）写真撮影位置図及び無立木地分布図の作成

保安林指定内業

(1箇所当たり)

測量技師補	0.3 人
測量助手	1.0 人
材料費	3 %
雑品	1 %

注 1．材料費は成果品及びその下見用資料の印刷に要する経費であり、材料費として直接人件費の 3%を計上する。

注 2．雑品は所定の PC を利用するのに必要な移動等に要する経費であり、直接経費として直接人件費の 1%を計上する。

注 3．発注者に成果品一式の事前確認を受け、指示に従って修正する作業（3 回まで）を含む。

保安施設地区調査内業 (1箇所当たり)

測量技師補	0.3 人
測量助手	0.5 人
雑品	1 %

※雑品は直接人件費の1%

4.保安林付属図作成

保安林指定済み箇所、保安林台帳付属図が未整備な箇所について付属図の作成を行う。

保安林台帳付属図作成(内業) (1筆当たり)

製図工	0.04 人
雑品	5 %

※雑品は直接人件費の5%

5.打合せ協議 (1業務当たり)

技師(A)	2.0 人
測量技師補	3.0 人
測量助手	1.0 人

注1. 上記の歩掛は業務着手時、中間、成果品納入時の3回の打合せを行うことを想定したものであり、追加で中間打合せを行う場合は、追加する中間打合せ1回につき測量技師補、測量助手各1.0人を加算する。

注2. 打合せ協議には、打合せ記録簿の作成時間及び移動時間(片道所要時間1時間程度)を含むものとする。

6.本歩掛において、各職種の業務内容は下表のとおり他の職種のものを兼ねるものとする。

職種	業務内容を兼ねる職種
測量技師補	技術員
測量助手	補助員

7.旅費交通費

(kmあたり)

車賃(高知県治山林道事業労務資材単価による)	1.0 km
------------------------	--------

箇所ごとに、基地～現場までの往復距離による。

基地は高知市とする。

業務ごとに、基地～現場までの往復距離は全箇所の合計値について km 単位で整数止め（整数以下切り捨て）とする。

打合せに要する旅費交通費については、打合せ場所として高知県治山林道課（高知県庁西庁舎）を想定する場合、基地から近い場合計上しない。

5人乗りライトバンにより積上げた額である。

なお、離島等については、職員の旅費に関する条例に準じて、別途船賃等を計上すること。

8. 諸経費

森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領第3部測量業務積算基準第1章測量業務積算基準1-3-1測量業務費2諸経費を準用すること。

また、内容は次のように読み替えるものとする。

測量作業→本業務

直接測量費→直接業務費

9. 電子成果品作成費

森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領第3部測量業務積算基準第1章測量業務積算基準1-3-5電子成果品作成費を準用すること。

10. その他積算に関する事項

以上のほか、積算に関する事項については、原則として森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領第3部測量業務積算基準の定めを準用する。